

大学

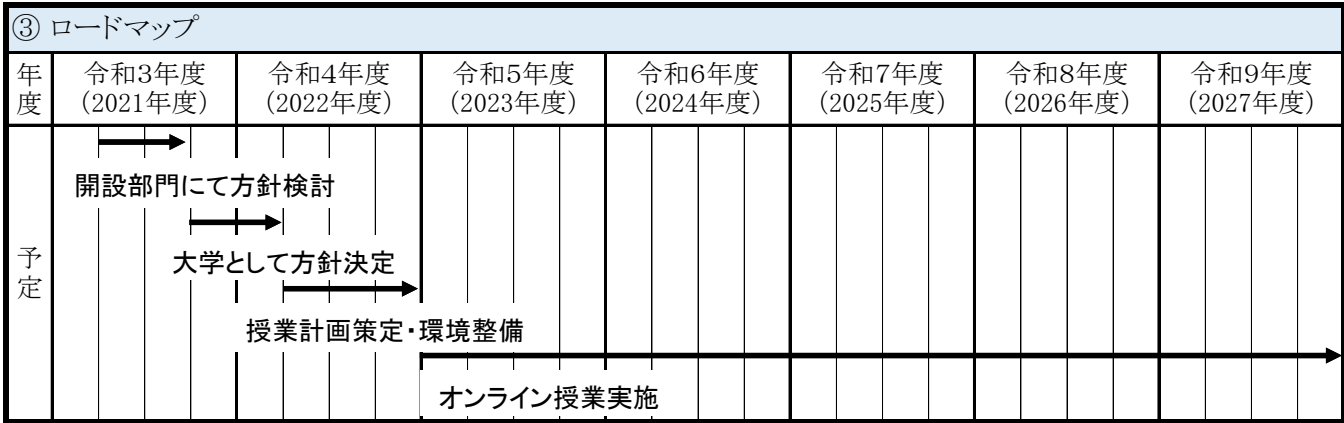
企画課管理用 教 一 B 一 1

推進主体	学生センター教務課
責任者	学生センター所長

分類			実施計画	開始年度	完了年度	将来的な継続
教	一	B	①学生や教員の時間的・空間的な制約を受けないオンライン教育環境の整備	令和 4 年度	令和 6 年度	あり(予定)

① 目的・内容
 情報処理技術の進歩に伴う教育環境の整備と併せて、コロナ禍において得られた知見を活かし、授業科目の特性に合わせた効果的な授業方式を選択することで、既存のカリキュラムの見直しを図る。その選択肢の一つとして、情報通信技術の活用による、学生や教員の時間的・空間的な制約を受けないオンライン教育環境を整備する。

② 到達目標(数値目標/定性目標) ※数値目標を設定できない計画は、定性目標を設定すること。
 コロナウイルス感染症の収束に合わせ、文部科学省から示されるであろう新しい指針を踏まえつつ、各開設部門毎に効果的な授業方法を検討する。各開設部門毎の授業方法を集約のうえ、大学としての方針を定め、必要なICT環境を整備し、令和5年4月からのオンライン授業実施を目指す。既存のオンライン授業にこだわらない新たな授業形態やその実施に伴う新たな設備の導入も並行して検討する。



④ 数値目標の詳細 ※設定できない計画については記載不要。

指標の名称		指標の定義(計算式/説明)					
1	直近	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
目標							
実績							
2	直近	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
目標							
実績							

(様式2) 実施計画書 兼 報告書

⑤ 実施計画／実施報告		
年度	実施計画	実施報告／今後の課題
令和4年度 (2022年度)	令和3年度中に意見聴取した各開設部門の検討結果を基に大学全体としての方針をまとめる。 大学全体の方針と文部科学省から示される新しい遠隔授業の指針に基づき、授業計画の策定および、ICT環境の整備を実施する。	令和4年6月開催の各学部教授会にて、大学全体の方針が承認された。ICT機器を活用した対面形式以外の授業について、カリキュラム・ポリシーにその利点、実施科目を明示し、学生一人当たり、卒業に必要な単位数のうち60単位を超えないこととして実施する。ただし、令和5年度授業実施方針においては、コロナ禍の終息が見込めないこと判断し、上記60単位に含めない遠隔授業を実施することから、新しい授業実施方針に基づく遠隔授業との区別が難しいため、運用開始を令和6年度からとする。 ★進捗段階:「実施展開」
令和5年度 (2023年度)	令和6年度授業において、コロナ禍における遠隔授業と新しい授業実施方針に基づく遠隔授業の区別が出来るように、基幹システムのバージョンアップを関係部門と協力して進める。 遠隔授業の区別が出来るようになることを条件に、新しい授業実施方針に基づいた科目の選定と、授業計画の策定を実施する。	基幹システムのバージョンアップを12月に実施し、令和6年度より、遠隔授業の履修単位数を学生自身がポータルサイトにて確認できるように改修を行った。 加えて新しい授業実施方針に基づく科目を各開設部門にて選定し、対象科目と遠隔授業による利点をカリキュラムポリシーに記載した。 ★進捗段階:「計画達成」
令和6年度 (2024年度)	各開設部門毎に必要なに応じて実施科目の見直しとカリキュラムポリシーの改定を行う。	開設部門毎の実施科目の設置からカリキュラムポリシーの改訂までの流れが確立されたため、計画終了とする。 ★進捗段階:「計画達成」

⑥ 計画の成果・今後の方針 ※計画を中止する場合はその理由を記載のこと。	
<p>大学における授業実施方式を下記のとおり定めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原則として、対面形式で授業を実施する。 ただし、ICT機器を活用した対面形式以外の授業について、本学における教育の質を更に高める効果も期待されるため、各部門における教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)にICT機器を活用した対面形式以外の授業の考え方、その利点及び実施科目(※)を明示するとともに、条件「各学生が卒業の要件として修得すべき単位数の内、60単位(大学設置基準第32条第5項に規定される単位数と同じ)を超えないこと」を付した上で、対面以外の形式での実施を認める。 なお、学期末試験及び学年末試験については、公正公平な運営のため対面形式にて実施する。 <p>※「実施科目」は、学則附表に定める開設科目のことを指す。なお、学則附表で定める科目名が同一であっても、講義題目が異なることで別科目とする(講義題目を括弧書きで付して開講している科目／重複履修不可)ことを履修規定において定めている科目については、それぞれを別開設科目として扱うものとする。</p> <p>上記方針に基づき、同時配信型の授業に必要なカメラ等を始めとした教室機材の設置と、オンデマンド型の授業に必要なLMS等の環境を整備したことで、教室の収容定員を超えた大人数型の授業の実施や、教員と学生、学生同士の交流が活発になるなど、従来の対面による人的交流以外にも効果的な授業の導入を実現した。</p>	
<p>※計画完了時点で記載してください。 ○・・・必須事項 △・・・必要に応じて記載</p> <p>○②到達目標に対する結果 ○計画の中止理由(※中止する場合) △今後の見通し・課題(通常事業化など) △その他</p>	